

	質問	回答
1	情報端末については、デスクトップパソコンも対象になるか？	はい。タブレット端末やノートパソコンだけでなく、デスクトップパソコンも対象です。
2	情報端末について、台数の制限はあるか？	補助上限額以内であれば台数の制限はありません。
3	Wi-Fi工事やパソコン、タブレット端末等のみの導入でも対象になるか？	Wi-Fi工事やパソコン、タブレット端末等のみの導入の場合は補助対象になりません。重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に係る付帯費用またはパッケージ型導入支援による導入の場合に限り補助対象となります。
4	介護テクノロジーの導入に関して、いくつかの機種を同時に導入する場合はそれぞれで補助対象となるか？	導入目的が異なる場合はそれぞれの機種が補助対象となります。同一目的のために導入する機器については、1機種に限り補助対象となります。
5	令和7年7月7日の介護テクノロジー導入支援セミナーに参加できなかった。もう補助要件を満たすことはできないのか。	9月頃に補助要件を満たすセミナーを介サポぐんまで実施予定です。また、介護テクノロジー導入支援セミナーに参加できなかった場合でも、業務改善支援におけるコンサルティング会社等による業務改善支援を受けるか、厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー（全1回）」及び「生産性向上フォローアップセミナー（全2回）」の両方を受講することにより要件を満たすことができます。

	質問	回答
6	「重点分野に該当する介護テクノロジーの導入支援」、「その他」、「パッケージ型導入支援」をそれぞれ同時に申請することは可能か？	業務改善支援を除き、複数の区分をそれぞれ同時に申請することはできません。申請は、1事業所につき1区分となります。 例えば、1事業所で「重点分野に該当する介護テクノロジーの導入」と「パッケージ型導入支援」を同時に申請することはできません。
7	パッケージ型導入支援について、過年度に導入した機器と連動する機器を導入する場合、対象となるか。	パッケージ型導入支援は、該当する複数の機器を「今年度中」に導入する際に対象となります。例えば、過年度に導入した介護ソフトと連携する見守り機器等は、パッケージ型導入支援ではなく、「重点分野に該当する介護テクノロジーの導入」で補助対象となります。
8	導入予定の機器が補助対象になるか分からない。	福祉用具情報システム（TAIS）に記載されている機器については、原則、「重点分野に該当する介護テクノロジーの導入」、「パッケージ型導入支援」のいずれにおいても補助対象となります。TAISに記載されていない機器については、業務改善計画書に加え、業務改善計画書（別紙）をご提出いただくことで、重点分野に該当するかを県が判断します。

	質問	回答
9	介護ソフトとその他機器の組み合わせの場合はパッケージ型導入支援の対象となるか？	パッケージ型導入支援を申請するには、「介護ソフト」＋「重点分野に該当する介護テクノロジー」の組み合わせである必要があります。 例) 介護ソフト＋重点分野に該当する介護テクノロジー →パッケージ型申請可 介護ソフト＋その他 →パッケージ型申請不可 介護ソフト＋重点分野に該当する介護テクノロジー＋その他 →パッケージ型申請可
10	パッケージ型導入支援について、既に介護ソフトを導入済みだが、見守りセンサーと連携するためのソフトなどのオプションソフトを導入する場合も対象となるか？	オプションソフトであっても、重点分野に該当する機器と組み合わせる場合にはパッケージ型導入支援で申請可能です。
11	介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象として扱って良いか。	使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、今年度に全額支払った場合は全額が補助対象となります。一方、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトで支払金額が1年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となります。 ついては、「補助対象額＝当年度の支払金額」となります。

	質問	回答
1 2	その他区分の補助上限額は100万円/台となっているが、インカムの場合はどのように1台とするか。	インカムの場合に限り、サーバー・子機など含めた1式で1台とし、定員2割の制限を受けない取扱とします。このため、補助上限額は、1事業所あたり一律100万円となります。
1 3	別紙1－3業務改善計画書において、研修等への参加状況を記載する欄があるが、選択肢に「介サポぐんまによるセミナー」がない。	その他へ記載をいただくようお願いいたします。記載例ではその他の箇所に「介サポぐんまによるセミナー受講」と記載しておりますので、計画書作成の際のご参考にしていただけますと幸いです。
1 4	同じ施設で有料老人ホームと通所介護をしている場合、有料老人ホームで使用する見守り機器の導入は補助対象となるか。	有料老人ホームは本事業の対象事業所ではないため、補助対象にはなりません。通所介護で使用する機器のみ補助対象となります。
1 5	補助金の要件となる9月12日開催の第2回セミナーは申請期限である8月22日よりも後に開催されるが、申請は可能か。	補助金の要件である「セミナーの受講」は介護テクノロジーの導入前に受講いただくことを想定しているものですので、8月22日締め切りの申請の段階で受講されていない場合であっても、申請可能です。その場合は、業務改善計画書（イ）④研修等への参加状況には、「9/12セミナー受講予定」である旨記載をお願いいたします。

	質問	回答
16	導入予定の機器を、交付決定前に発注することは可能か。	本補助金交付要綱第5条第4項において、事業の着手は交付決定通知を受けて行うものとされております。着手とは発注や契約行為を含みますので、交付決定前にこれらの行為を行っている場合は本補助金の対象外です。